

我孫子市議会基本条例素案

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会運営の原則及び議員活動の原則（第2条―第3条）
- 第3章 市民と議会の関係（第4条―第6条）
- 第4章 議会と行政の関係（第7条―第12条）
- 第5章 委員会活動（第13条）
- 第6章 議会及び事務局体制の充実（第14条―第19条）
- 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第20条―第22条）
- 第8章 条例の位置づけ及び見直しの手続き（第23条―第24条）

前文

我孫子市議会は、市民から選挙で選ばれた議員により構成され、同じく市民から選挙で選ばれた我孫子市長とともに、市民の信託を受け我孫子市の代表機関を構成している。議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を生かして、市民の意思を市政に的確に反映させるために健全な緊張関係を保ちながら、我孫子市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

私たちの我孫子市は、歴史・文化・自然を大切にし、手賀沼や利根川に囲まれた水と緑の豊かな環境を生かしたまちづくりを基本に歩み続けてきた。

これまで我孫子市議会は、議会運営の活性化と開かれた議会を目指し議会改革に取り組んできたが、我孫子市を取り巻く社会環境は急速に変化を続けている。このような環境の変化に適切に対応し、持続可能な自治体として発展していくためには、市民の信託を受けた意思決定機関である議会は絶えざる自己変革を行っていかなければならない。

我孫子市議会は、今後の議会のあり方を明確にし、議会機能の充実と議会の活性化をより一層進め、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、議会の最高規範として、ここに我孫子市議会基本条例を制定する。

※合議制とは：複数の人の合議によって事を決定する制度です。本会議や委員会は議員の合議によって議決しているため、議会は合議制の機関です。

※独任制とは：一人の人で事を決定する制度です。市長は執行機関の長として事務を執行しているため、独任制の機関です。

※最高規範とは：市議会に関するさまざまな決まりごとのうち、その頂点のものをさします。議会運営や議員活動はこの条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、市民に開かれた倫理観ある質の高い議会として市民の負託に応えるとともに、市議会の活性化を図り、住民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会運営の原則及び議員活動の原則

(議会運営の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営するものとする。

- (1) 市民を代表する議事機関として市民に開かれた議会とし、公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 議決責任を重く認識し、迅速に議会としての意思決定を行うこと。
- (3) 多様な市民の声を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 議員間の討議を積極的に行い、市政の課題に関する論点や争点を明らかにすること。
- (5) 政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

※議事機関とは：議会は憲法で議事機関と規定されています。議会は議事機関として、市の重要事項について審議議決し、地方公共団体の意見を決定する機関です。

※議員間の討議とは：通常議会は、議案について質疑を中心に行うため、行政への質問が中心となっています。そこで、多様な意見を代表する議員が、意見の相違や共通点を確認し、結論にいたる過程を公開の場で活発に討議することです。

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動をするものとする。

- (1) 二元代表制の一翼を担う意思決定機関であることを認識し、議員間の討議を重んじること。
- (2) 市政の課題及び多様な市民の声を的確に把握することに努め、政策立案及び政策提言を行うことにより、市民生活の向上を目指すこと。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研鑽に努めること。
- (4) 議員は自らの議会活動について、市民に対して説明責任を果たすよう努めること。

※二元代表制とは：住民が直接選挙で選んだ市長と議員によって構成される議会の双方が対等な立場でお互い緊張関係を保ち、けん制し合いながら自治体を運営していく、二元的な代表を持った制度です。

国では選挙された議員で組織された国会が指名した内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う議院内閣制を採用しています。

第3章 市民と議会の関係

(情報公開)

第4条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、すべての会議を原則公開とする。

(議会への市民参加)

第5条 議会は、市民の意向を議会活動に反映することができるよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めるものとする。

(議会報告会・意見交換会)

- 第6条** 議会は、市民に対し議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について議会報告会を行うとともに、多くの市民の声を意思決定に反映させるため、意見交換会を開くものとする。
- 2 詳細に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長等の関係)

- 第7条** 議会は、市民の意思を代表する合議制の機関として、二元代表制の趣旨を踏まえ、常に市長等と健全な緊張関係を保ち、市政発展に取り組まなければならない。
- 2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑及び質問に対して、論点を明確化し議論を深める目的で反問する事ができる。

※反問とは：市長等は、本会議または委員会において、議員の質疑及び質問に対して答弁を行いますが、議員の質疑及び質問に対して論点を明確化し議論を深めるため、市長等が逆に質問できることです。

(議決事件の追加)

第8条 議会は地方自治法第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事項として追加する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

※地方自治法第96条第2項とは：議会の議決事項は、地方自治法第96条に規定されています。第1項では、条例の制定や改正・廃止、予算を定める、決算の認定など15項目が列挙されています。

また第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができると規定されています。現在、本市議会では、市の基本構想の制定・改正・廃止について議決事項としています。

(議会審議における論点及び争点整理)

第9条 議会は、重要な政策、計画、事業等（以下、「政策等」という。）について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 政策等の実施に係る財源措置及び将来にわたるコスト計算

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(予算及び決算)

第11条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に分かりやすい説明を求めるものとする。

2 議会は、市長等が予算を適切に執行しているか監視・評価を行うものとする。

3 議会は、決算審査に当たって市長等が執行した事業等の評価を行うものとする。

(議会費の充実)

第12条 議会は、適正な議会の活動費を充実するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

第5章 委員会活動

(委員会の活動)

第13条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会は常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を活用するものとする。

3 議会は、委員会審査に当たって、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うように努めなければならない。

4 委員長は、議員間の討議を積極的に行い、委員長報告に当たっては、審査における論点や争点等を明確にするよう努めるものとする。

※常任委員会とは：市の事務に関する調査及び議案、請願・陳情等の審査を専門的・能率的に行うため、条例で定めた常設の委員会です。現在、本市議会では、総務企画・教育福祉・環境都市常任委員会の3つの委員会があり、議員は少なくとも一つの常任委員会に所属しています。

※特別委員会とは：常任委員会とは別に特定の事項を審査・調査するため、その都度設置する委員会です。

※公聴会制度とは：重要な議案等について、利害関係者や学識経験者等から意見を聴く制度です。

※参考人制度とは：当該地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるとき、参考人の出席を求め、意見を聴く制度です。

※委員長報告とは：委員会での審査または調査を終えた議案等が、本会議の議題となったとき、委員長から審査または調査の経過と結果を口頭で報告することです。

第6章 議会及び事務局体制の充実

(議員研修の充実強化)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

(他の自治体議会等との交流及び連携)

第 15 条 議会は、他の自治体議会等との交流及び連携を図り、分権時代に対応した議会のあり方についての調査研究を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 16 条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

※議会事務局とは：地方自治法第 138 条の規定により、議会に関する事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として、市町村の議会に設置することができる組織です。

(議会図書室の利用)

第 17 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

※議会図書室とは：地方自治法第 138 条第 19 項の規定により、議員の調査研究に資するため、議会に設置が義務付けられた図書室です。

(議会広報の充実)

第 18 条 議会は、情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるため議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

(政務活動費)

第 19 条 政務活動費は、我孫子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号）の定めるところにより、適正に執行しなければならない。

※政務活動費とは：地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定により、議員の調査研究及びその他の活動に役立てるため必要な経費の一部として、条例に基づき交付されています。

第 7 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 20 条 議員は選挙で選ばれた市民の代表として市民の負託に応えるため、高い倫理観が求められていることを深く認識し、品位・清廉を尊び、高い見識を身につけなければならない。

(議員定数)

第 21 条 議員定数は我孫子市議会議員の定数を定める条例（平成 14 年条例第 21 号）で定めるものとする。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

(議員報酬)

第 22 条 議員報酬は、我孫子市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 15 号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができるものとする。

3 議会は、前項の規定により把握した結果を市長に報告するものとする。

第8章 条例の位置づけ及び見直しの手続き

(条例の位置づけ)

- 第23条** この条例は、議会における最高規範とする。議会は、議会に関する条例・規則等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。
- 2 議会は、議員にこの条例に規定する内容の周知徹底を図るため、一般選挙及び補欠選挙を経た任期の開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。
 - 3 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(見直し手続き)

- 第24条** 議会は、この条例の目的の達成の可否について、適宜、検証するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、議会運営に関する制度の改善が必要と認められた場合は、この条例の改正を含め、適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 この条例の改正に当たっては、本会議において改正理由及び改正案の提出に至った経緯について説明しなければならない。